

令和 2 年 8 月 2 7 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和2年8月27日（木曜日）

---

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

---

欠席委員（なし）

---

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

---

令和2年8月27日（木曜日） 午前9時30分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会9月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 4 件

議案 1 2 件（条例 3 件、補正予算 5 件、その他 4 件）

認定 6 件

諮問 1 件

追加議案

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について 8 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 9 月 1 日（火）から 1 8 日（金） 1 8 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時27分 開会

○委員長（村松秀雄君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

当委員会、全員出席でありますので委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

今日は、涼しいですけれどもなかなか暑さが、マスク外して、季節の御挨拶ははしょりまして入らせていただきましたので、よろしく願いいたします。

では早速、議長からの諮問でございます。次第の3、9月会議についての議案から入りたいと思います。中身、ちょっと多いものですから、よろしく願いいたします。

それでは、今日は総務課長さんと企画財政課長さんに御出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本9月会議におきましても御指導よろしくお願い申し上げます。

今回の議案関係等につきましては、行政報告が2件、報告が4件、議案12件、認定が6件、諮問が1件、それから26日に提出させていただきました追加議案1件ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

まず説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが、最後の資料編に一部誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思っております。中身が資料編のほうになりますが、議案第28号資料令和2年度美里町一般会計補正予算（第6号）の資料19ページになります。19ページの箇所が事業の目的等の内容の部分の4番目、申請受付、こちらが令和3年1月15日と記載してございますが、これは1月15日までということで、までが抜けてございました。この部分について訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） ただいま総務課長から、議案第28号の資料19ページにおいて、事業の目的等の内容の欄の4番目、申請受付、令和3年1月15日のところを15日までというふうに、までを挿入して修正をしていただきたいということでございます。これ、お認めいただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、この変更の方法ですが、修正用紙を配付してよろしいでしょうか。（「はい」「修正のシール」の声あり）シールね。では、当日の朝ですか。そうですね。最初は一般質問2日くらいかかるようなので、そのとき議会始まったら連絡していただいて、2日目ないし議案審議に入る前に修正シールで。（「2日目の朝」の声あり）朝ね。初日に局長から全議員に連絡をしていただき、2日目の朝、開始前に修正をするという流れでよろしいですか。（「はい」

の声あり)

分かりました。じゃあ、局長、そのように手配をお願いします。修正部分はそれで終わります。

次、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、まず行政報告のほうから説明をさせていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

まず、行政報告の1つ目につきましては、美里町の空間放射線量等の測定結果についての報告でございます。

令和2年度6月会議で報告した以降の令和2年6月1日から令和2年7月31日までの空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。測定結果については、別紙、放射線測定結果の資料の内容となっております。

以上、空間放射線量の測定結果についての行政報告となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村松秀雄君） 空間放射線測定報告についてはよろしいですか、この資料のとおりということで。何もありませんね。

では次、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、2つ目の行政報告となります。工事請負契約の締結についての報告となります。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、令和元年度南郷第3地区（農集排）真空ステーション機械設備工事【繰越】一般競争入札にしました。

契約締結状況は、別紙行政報告資料のとおりでございます。

以上、行政報告の内容となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。農集排の真空ステーションの機械設置工事についての行政報告でございました。これについては、何かございますでしょうか。

これ田んぼの中のやつ。あそこの公園のところではない。（「あっちは4だ。3は、小島に行く道路あるでしょう。あそこの役場から行くと手前。あそこの左側」の声あり）運送会社の手前ね。

なければ次にまいります。では、今度は報告4件でございます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、報告第11号専決処分の報告について（専

決第1号) となります。

議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページとなります。

町営住宅使用料の未収金のうち、33件、32万9,800円につきましては、債務者が死亡し、当該債務者に相続人はなく、かつ財産もないことから、債権の回収が不能となったものでございます。債務者にはこれまで再三催告を行いましたが、平成29年9月25日に死亡し、その後相続人等の調査を進めてまいりましたが、全ての相続人が相続を放棄いたしました。また、債務者は生活保護を受給していたこともあり、財産もないことから、未収金を回収できる見込みがないと判断したものでございます。これら33件の未収金総額32万9,800円につきましては、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅していると認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 専決処分の報告であります。権利の放棄について御説明いただきました。死亡している方ということで。吉田君。

○委員（吉田眞悦君） この件については、議会の専決で180条だから、議会で認めていた部分もあるということで報告だけということになるんだけれども、さきの全協で債権の議案の説明したのとは、これないのさ。議案の分は説明されているんだけれども。だから当日、今のような説明、町長からの話になるんだと思うんだけれども、ある程度丁寧な説明をしてもらったほうがいいのではないかと思います。

○委員長（村松秀雄君） 今、吉田委員のお話で分かったと思いますけれども、全協でやりまして議案のほうの説明を受けていたと。ただ、この専決のほうについては何ら触れられなかったということなので、その辺御説明の中で丁寧にしてほしいという要望でございますが、総務課長さんよろしいでしょうか。

○総務課長（佐々木義則君） 今、私お話ししたような内容で、報告をさせていただきたいというふうに考えますけれども。

○委員（吉田眞悦君） 個人が特定されないように。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では次、決算のほうの報告第12号ですね。よろしくお願い致します。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。本会議につきましても御指導のほう、よろしくお願いしたいと思います。

座らせていただきます。

私からは、続きまして報告第12号令和元年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について御説明させていただきます。

議案書につきましては3ページ、資料編につきましては2ページでございます。

令和元年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。

実質公債費比率は8.3%、将来負担比率は37.7%でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。元年の決算の数字ということでございます。

これについてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

次、13号、お願いします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第13号令和元年度の公営企業等に係る特別会計における資金不足比率について御説明申し上げます。

議案書につきましては4ページ、資料編につきましては3ページでございます。

令和元年度の水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計における資金不足比率はございません。

こちらも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 資金不足比率についての特別会計については、なしということでございます。これについてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、報告第14号、お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、報告第14号再生計画案の同意についての報告でございます。

美里町災害援護資金貸付金のうち、東日本大震災に係る平成23年度貸付けの債務者1人につきまして、債務者から民事再生法に基づく再生計画案が仙台地方裁判所古川支部に提出されました。この債務者につきましては、平成23年8月18日に貸付けを受け、6年間の据置期間を経て、平成29年度から償還が開始しております。平成30年度分、令和元年度分が未納であったため、督促、催告等を行ってまいりましたが、債務者から仙台地方裁判所古川支部に対し、令和元年12月4日に民事再生法に基づく個人再生手続の申立てがあり、同日再生手続の開始決定を受け、その後、裁判所による債権及び財産調査等により債権額が確定したため、債務者より再

再生計画案が提出されました。これを受け、同裁判所古川支部から各債権者に対し、その再生計画案への同意に関する通知がありました。

再生計画案の内容につきましては、元金、利子、違約金を合わせた155万9,064円のうち、80%に相当する額を免除額とし、返済額を31万1,813円に変更するものでございます。

再生計画に基づく今後の返済計画としましては、再生計画認可決定の確定した日から5年後の当該確定した日の前日まで3か月ごとに20回の割賦とする内容となっております。この再生計画案の内容について、美里町債権管理条例第20条第1項の規定により債務者が遂行することができる範囲内において町の不利益を最小限度にするように定められていると認められることから、再生計画案に同意しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 大分長い説明でございましたけれども、当日もこのような説明でいくわけね。（「はい」の声あり）これについて、御質問ありますか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 休憩をお願いします。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前9時46分 休憩

---

午前9時51分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

よろしいですか、14号。何か聞くことある。（「ありません」の声あり）では、議案に入りますけれども、よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、議案第25号について、中小企業・小規模企業振興基本条例でございませう。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第25号美里町中小企業・小規模企業振興基本条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては7ページから、資料編については5ページとなります。

美里町の中小企業・小規模企業は事業所数全体の約9割を占め、就業機会の提供や地域経済の安定に大きく寄与しております。また、様々な事業分野において特色ある事業活動が展開されることにより、地域経済への貢献のみではなく、地域住民の生活の向上にも重要な役割を果たしております。

一方、中小企業・小規模企業の多くが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や営業自粛により大きな影響を受ける中、地域における中小企業・小規模企業の重要性が改めて

認識されたところでございます。

中小企業・小規模企業振興基本条例の制定は、自立的で個性豊かな地域社会の形成において、中小企業・小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性に鑑み、地域の実情に適した産業振興、中小企業施策の展開を図る上で、町の基本理念を示すとともに、その責務等を明確にするため、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） やっと出てきましたけれども、小規模基本振興条例については、何かございますか。平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） この条例を発足したというのは、コロナの関係もあってしたんですか。それとも今まで検討してきた中での今回の提案。

○総務課長（佐々木義則君） これについてはお話のとおり、以前からこういった条例という部分も全然検討していなかったわけではないんですが、なおさら今回の新型コロナウイルスの関連も受けまして、今回9月議会に提案をするといったことになったということでございます。

○委員（平吹俊雄君） 今までも検討してきたということね。（「そうです」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） ほか、ございますか。（「休憩お願いします」の声あり）はい、休憩します。

午前9時55分 休憩

---

午前10時02分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

それでは、議案第26号に移ります。お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第26号美里町課設置条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は10ページ、資料編については6ページからとなります。

上下水道事業を一体的に経営するため、水道事業所と下水道課を統合し、上下水道課を設置することから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明を申し上げます。

以上、議案第26号でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（村松秀雄君） 課の統合でございます。これについて、何かございますでしょうか。

では、なければ次にまいりたいと思います。

議案第27号でございます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第27号美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について御説明申し上げます。

議案書は11ページ、資料編については10ページとなります。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、長寿支援課長から御説明を申し上げます。

以上、議案第27号でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 27号について、何かございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ちょっとここで若干休憩します。再開は10時15分。

午前10時05分 休憩

---

午前10時12分 再開

○委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

議案第28号一般会計補正予算に入ります。よろしく申し上げます。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第28号令和2年度美里町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては13ページから、資料編につきましても13ページからになります。

まず、議案書の14ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,423万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億9,830万2,000円といたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の31ページ、32ページをお開き願います。

2款総務費に1億3,192万2,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に減債基金積立金1,741万円を追加し、続いて34ページ、お開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策費に新規に新生児特別臨時給付金事業及び生活応援商品券事業を設け、新生児特別臨時給付金1,000万円、生活応援商品券発行業務委託料6,697万2,000円、それぞれ追加いたしました。

また、感染症対策一般経費に避難所等の衛生環境を保つために必要となる資材等として、その他消耗品1,471万3,000円、WEB会議用設備整備に使う事務用備品購入費375万円、それぞれ追加いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費に住民基本台帳システム改修業務委託料259万4,000円、戸籍附票システム改修業務委託料492万8,000円、それぞれ追加いたしました。

続いて、次の35ページ、36ページをお開き願います。

3款民生費に393万4,000円追加いたしました。1項社会福祉費の高齢者福祉費で敬老事業540万9,000円減額し、続いて次の38ページをお願いします。介護保険費に介護関連施設整備事業補助金377万6,000円追加いたしました。敬老事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、敬老式の開催を中止することとしたことによるものでございます。

続きまして、次の39ページ、40ページをお願いします。

4款衛生費に83万2,000円追加いたしました。2項清掃費の塵芥処理費に土壌の放射性物質濃度測定業務委託料83万2,000円追加いたしました。

6款農林水産業費に430万4,000円追加いたしました。1項農業費の新型コロナウイルス感染症対策費、新規に指定管理者施設運営持続化支援事業を設け、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者管理運営支援金462万5,000円追加いたしました。

続いて、次の41ページ、42ページをお願いします。

7款商工費で1,757万1,000円減額いたしました。1項商工費の新型コロナウイルス感染症対策費で地域経済持続化支援事業6,943万7,000円減額し、新規に中小企業・小規模企業振興支援事業を設け、新型コロナウイルス感染症対策中小企業・小規模企業振興支援金4,980万円追加いたしました。

8款土木費に192万8,000円追加いたしました。

次の44ページをお願いします。

2款道路橋りょう費の道路新設改良費に用地測量業務委託料72万6,000円追加いたしました。5項住宅費の住宅構造改革事業費にブロック塀等除去事業補助金60万円追加いたしました。

9款消防費に1,338万6,000円追加いたしました。1項消防費の消防施設費に消火栓修繕工事負担金154万1,000円、消火栓設置工事負担金149万4,000円それぞれ追加し、水防費に水防用備

品購入費657万8,000円追加いたしました。

10款教育費に4,550万円追加いたしました。

46ページお願いします。下段です。

1項教育総務費の新型コロナウイルス感染症対策費にスクールバス購入費1,817万8,000円追加いたしました。

続いて、48ページお願いします。

2項小学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に校内消毒業務委託料552万円、小学校トイレ改修工事請負費357万4,000円それぞれ追加いたしました。

3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に校内消毒業務委託料276万円追加いたしました。

新規事務事業6件の詳細につきましては、議案28号令和2年度美里町一般会計補正予算（第6号）の資料にてお示しさせていただいているところでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

25ページ、26ページまでお戻りください。

9款地方特例交付金に601万7,000円追加いたしました。1項地方特例交付金の地方特例交付金に601万7,000円追加いたしました。

10款地方交付税に1億7,132万8,000円追加いたしました。1項地方交付税の地方交付税に普通交付税1億6,615万1,000円、特別交付税517万7,000円それぞれ追加いたしました。

13款使用料及び手数料で2万1,000円減額いたしました。2項手数料の総務手数料で通知カード再発行手数料2万1,000円減額いたしました。

14款国庫支出金に1億3,902万8,000円追加いたしました。2項国庫補助金の総務費国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍情報システム）752万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,096万7,000円、民生費国庫補助金に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金377万6,000円。

続いて、28ページお願いします。上段です。

消防費国庫補助金に消防団設備整備費補助金323万2,000円それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に2,362万円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金に子ども・子育て支援事業費補助金519万円、農林水産業費県補助金に県産牛肉学校給食提供支援事業費補助金267万円それぞれ追加し、商工費県補助金で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金3,520万円減額し、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金4,300万円、

教育費県補助金に教育支援体制整備事業費補助金552万円それぞれ追加いたしました。

続いて、29、30ページお願いします。

18款繰入金で1億5,520万8,000円減額いたしました。1項特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金に536万8,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で1億5,204万2,000円、まちづくり人材育成基金繰入金で312万5,000円、福祉基金繰入金で540万9,000円それぞれ減額いたしました。

20款諸収入に10万6,000円追加いたしました。4項雑入の雑入にプレミアム付商品券未使用余剰金10万4,000円追加いたしました。

21款町債で63万5,000円減額いたしました。1項町債の臨時財政対策債で63万5,000円減額いたしました。

19ページにお戻りください。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、例規システム更新業務をはじめ2件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続いて、20ページ、隣のページです。

予算本文第3条、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

補正について、何かございましたらお願いをいたします。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） コロナの関係で国から、県からいろんな手当の部分もあるということで、いろんな事業を諮問にかけてるんだけど、生活応援商品券の関係で先ほどの説明だと、敬老式が取りやめになったので、75歳以上の方の基準日が9月1日ということにしたよということでもいいかどうか。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） ただいまお話があったとおり、今回の商品券事業につきましては、9月1日現在で満75歳以上の方ということで、敬老式の基準と同じにしております。これにつきましては、コロナの影響で敬老式を中止にせざるを得なかったのですけれども、それに代わるものとして1人当たり3,000円の商品券を加算しまして、地域であったり家庭であったりそれを活用してお祝いしていただけたらなという思いもございまして、基準日を調べていることもございます。

○委員（吉田眞悦君）　ということは、敬老式の分もという考え方も盛り込まれるということもいうんだけど、1世帯は10月1日基準日なんですな。ただ、それぞれの75歳以上の方々に加算分については9月1日が基準日だと。だから、これ仮に補正予算が議決なったとして、結局10月1日現在だからこの商品券を発行する、町民の皆さんに配布するのはそれ以降ということだよ、当然ながら。だから、万が一その75歳以上の方、9月1日だからその配布までの間に不幸にして旅立たれてしまった方にも当然ながら、9月1日だからもらえるということだよ。それでいいんだよ。

○企画財政課長（佐野 仁君）　これまでの敬老祝金の扱いにつきましても、9月1日現在で御存命の方につきましては、仮に亡くなくてもお祝いをあげていたということがございますので、これについても同じような形で対応したいと考えております。

○委員（吉田眞悦君）　敬老式を取りやめたので、それに準じた取り扱いをそのことについてはもっていきたいという思いですということでもいいんだね。

○企画財政課長（佐野 仁君）　おっしゃるとおりです。

○委員長（村松秀雄君）　ほか、ございますか。（「休憩してもらっていいですか」の声あり）  
休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

---

午前10時30分 再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

そのほか、ございますでしょうか。中身詳細については、質疑のほうで最終確認でいいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、議案第29号に入ります。介護保険特別会計です。

○企画財政課長（佐野 仁君）　続きまして、議案第29号令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書については53ページから、資料編につきましては20ページでございます。

まず、議案書の54ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,190万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,284万1,000円といたしました。

細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書65ページ、66ページお開き願います。

3款基金積立金に2,434万円追加いたしました。1項基金積立金の基金積立金に介護給付費準備基金積立金2,434万円追加いたしました。

6款諸支出金に2,756万5,000円追加いたしました。1項還付金及び還付加算金の償還金に国庫支出金等過年度分返還金2,219万5,000円、3項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金536万9,000円それぞれ追加いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。

前のページ、63ページ、64ページお開き願います。

3款国庫支出金に646万1,000円追加いたしました。2項国庫補助金の保険者機能強化推進交付金に保険者機能強化推進交付金151万1,000円、介護保険保険者努力支援交付金に介護保険保険者努力支援交付金494万9,000円、それぞれ追加いたしました。

4款支払基金交付金に204万6,000円追加いたしました。1項支払基金交付金の介護給付費交付金に過年度分介護給付費支払基金交付金204万6,000円追加いたしました。

8款繰越金に4,339万8,000円追加いたしました。1項繰越金の繰越金に繰越金4,339万8,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） 以上、介護保険の説明でございますが、これについて何かございませうでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 65ページの6款3項1目補正額536万9,000円なんですけれども、これは一般会計からの繰出が536万8,000円と、異なっている。（「1,000円の違いね」の声あり）

○企画財政課長（佐野 仁君） 1,000円以下の端数が介護保険のほうに出ておりまして、出すほうについては、1,000円の繰上げになります。入ってくるほうは切捨てになりますので、歳入も……。それで1,000円の差が出ております。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 29ページの補正前の額は1,000円、補正額が5,368でなっているので、これも繰上げということになっているんでしょうか。（「19ページ」の声あり）29ページ、一般会計で繰入金の額が、これで間違いなければいいです。繰上げ、繰下げ、1,000円切り捨てるやつ関係であればいいです。

○企画財政課長（佐野 仁君） 端数の算出でございまして、実際の端数は。

○委員（福田淑子君） 要は、一般会計の補正と額が違うので、これでいいのであればいいけれ

ども。

○企画財政課長（佐野 仁君） 介護保険、実際に1,000円以下の端数がついておりますので、介護保険のほうからは歳出側として出すために1,000円を上積みしなくちゃいけないですけども、受ける側の一般会計につきましては、歳入側がかかりますので、端数が逆に切捨てられるという形になりますので、1,000円の差が出ている中身でございます。

○委員（福田淑子君） 休憩していいですか。

○委員長（村松秀雄君） 休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時38分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ほか、ありますか。（「なし」の声あり）では、ないようなので、次にまいります。

30号でございます。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第30号令和2年度美里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては67ページから、資料編につきましては21ページでございます。

初めに、第3条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書の73ページ、74ページをお開き願います。73、74でございます。

1款水道事業収益に154万1,000円追加いたしました。1項営業収益の3目その他の営業収益に雑収益154万1,000円追加いたしました。これは、福ヶ袋地区ほか、3地区の消火栓の修繕に伴う一般会計からの負担金でございます。これによりまして、収益的収入合計を8億1,405万1,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、75ページ、76ページお願いします。

1款水道事業費用に184万1,000円追加いたしました。1項営業費用の2目配水及び給水費の備用品費に2万円、修繕費に152万1,000円、それぞれ追加いたしました。これにつきましても、福ヶ袋地区、ほか3地区の消火栓の修繕について、一般会計からの負担金を受けて、水道事業所で実施することによるものでございます。

5目総係費の備用品費に10万円、委託料に20万円、それぞれ追加いたしました。これは上下水道課の設置に伴い必要となる事務用品の購入費や看板等の公示物の作成に係る経費でござい

ます。これにより、収益的支出合計を7億9,147万3,000円といたしました。

次に、第4条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ、77ページ、78ページをお願いします。

1款資本的収入に149万4,000円追加いたしました。3項工事負担金の1目工事負担金に149万4,000円追加いたしました。これは峯山地区の消火栓の更新に伴う一般会計からの負担金でございます。これにより、資本的収入合計を1億2,385万8,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、79ページ、80ページをお願いします。

1款資本的支出に161万9,000円追加いたしました。1項建設改良費の1目配水設備費に工事請負費147万4,000円、備用品費2万円、負担金に12万5,000円、それぞれ追加いたしました。

工事請負費及び備用品費につきましては、峯山地区の消火栓の更新について、一般会計からの負担金を入れて、水道事業所で実施することによるものでございます。負担金につきましては、宮城県が実施する田尻幹線美里町牛飼管路更新設計業務に対し、県に対し負担金を支払うこととし、予算を計上しておりましたが、宮城県から令和2年8月6日に当初提示額に事務費を含めることを失念した旨の通知があり、負担金を追加するものでございます。これにより、資本的支出合計を3億5,746万3,000円といたしました。

68ページのほうにお戻りください。68ページです。中段の第4条です。

予算第4条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を12万5,000円追加し2億3,360万5,000円に、補填財源の減債積立金を12万5,000円追加し、5,820万9,000円にそれぞれ改めたものでございます。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量を合わせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。水道会計について、お尋ね、チェックしたいところありますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 資本的支出、田尻幹線の負担金、先ほどの話だと県のほうで事務費分を失念していたということで、その分を関係する市町から取りなさいということになったんだと思うけれども、この処理というのはどういう処理している。あくまでも県、こっちが悪いわけではなくて、県がミスったということなんだよね。

○企画財政課長（佐野 仁君） 今おっしゃるとおり、県が設計業務を行うことに町が負担金を

払うんですけれども、負担金の請求の根拠として事務費としてその分計上するのを県として失念していたということで、改めて8月3日付の通知でこの負担金を追加してくれということがございましたので、今回補正させていただきたいというものでございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） そういう仕方ないと言えば仕方ないで終わりなんだろうけれども、町として県のほうに何か申入れとかそういうことをするとかあり得ないんですか。

よこされたから素直に、はい、分かりましたという、12万5,000円で出しましょうというふうになるだけの話なんですか。（「どういうことでプラスになったんでしょうかという」の声あり）

○企画財政課長（佐野 仁君） 私もその辺までは聞いておりませんが、設計のほうを県のほうにお願いしている都合上、県のほうで忘れていた事務費の請求がありましたら、払わざるを得ないのかなと思います。（「それに対して抗議をしてとか」の声あり）

申し訳ございません。把握しておりません。（「なぜですかという問い合わせはしていると思うけれども」の声あり）

○委員（吉田眞悦君） なかなか県のほうに異議申立てするということも大変なことだろうとは思いますが、ただ確認したかったのは、はい、分かりました、出しましょうというふうにすぐなったのではないでしょうねということだけの話。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。

では次、議案第31号にまいります。病院会計です。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第31号令和2年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては81ページから、資料編につきましては22ページでございます。

初めに、第3条、予算第3条で定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

85ページ、お開き願います。85ページでございます。

1 款病院事業収益に720万円追加いたしました。2 項医業外収益の6 目県補助金に395万円追加いたしました。これは新型コロナウイルス感染症による病院内での感染拡大を防ぐための取組みに要する費用が補助されるものでございます。

3 項特別利益の2 目その他特別利益に325万円追加いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を代理受領するものでございます。

これらにより、病院事業収益合計を7億2,477万1,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

1 款病院事業費用に720万円追加いたしました。1 項医業費用の3 目経費に395万円追加いたしました。これは患者待合用の椅子の生地を環境消毒薬剤に耐えられる生地に張り替えする費用をはじめ、風邪の症状等を有する患者の専用診察室を整備する費用を含めた修繕費でございます。

3 項特別損失の2 目その他特別損失に325万円追加いたしました。これは代理受領した新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を給付するものであります。

これらにより、病院事業費用合計を7 億5,259万3,000円といたしました。

次に、第4 条、予算第4 条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

隣のページ、86ページを御覧願います。

1 款資本的収入に55万円追加いたしました。3 項補助金の1 目県補助金に55万円追加いたしました。これは新型コロナウイルス感染症による病院内での感染拡大を防ぐための取組に要する費用が補助されるものであります。

これにより、資本的収入合計を7,902万8,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出に55万円追加いたしました。1 項建設改良費の1 目有形固定資産購入費に55万円追加いたしました。これは風邪の病状等を有する患者の専用診察室の整備に伴い、マルチスタイル画像システム用端末を1 台追加購入するものでございます。

これにより、資本的支出合計を1 億2,276万8,000円といたしました。

82ページにお戻りください。82ページです。上段です。

以上の補正に伴い、第2 条、予算第2 条に定めた業務の予定量について合わせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 御苦労さまでした。病院事業会計について、ございますでしょうか。ないね。

なければ、議案第32号下水道会計にまいります。お願いします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第32号令和2 年度美里町下水道事業会計補正予算（第1 号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては87ページから、資料編につきましては23ページでございます。

初めに、第3 条、予算第3 条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

94ページ、95ページ、お開き願います。94、95です。

1 款公共下水道事業収益に31万円追加いたしました。2 項営業外収益の3 目他会計補助金に31万円追加いたしました。

これにより、収益的収入合計を10億1,414万2,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

次のページ、96ページ、97ページ、お開き願います。

1 款公共下水道事業費用に34万1,000円追加いたしました。1 項営業費用の6 目業務費に36万5,000円追加いたしました。これは上下水道課の設置に伴い必要となる納付書等の印刷、製本費でございます。

7 目総係費で2 万4,000円減額いたしました。これは事務所移転に伴い不要となる東庁舎のコピー機借上げ料の減額が主なものとなります。

これらにより、収益的支出合計を9 億5,341万9,000円といたしました。

次に、第4 条、予算第4 条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ、98ページ、99ページをお開き願います。

2 款農業集落排水事業資本的収入で10万円減額いたしました。1 項企業債の1 目企業債で10万円減額いたしました。

これにより、資本的収入合計を13億8,724万5,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、100ページ、101ページをお開き願います。

2 款農業集落排水事業資本的支出で1,000円減額いたしました。1 項建設改良費の2 目処理場建設改良費に1,405万4,000円追加し、3 目雨水処理施設建設改良費で1,405万5,000円減額いたしました。

これらにより、資本的支出合計を17億3,083万1,000円といたしました。

88ページにお戻り願います。88ページです。

88ページの下段、第4 条です。

予算第4 条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額を9 万9,000円追加し、3 億4,351万5,000円、補填財源の当年度分損益勘定留保資金9 万9,000円追加し、1 億3,759万1,000円にそれぞれ改めております。

続いて、隣のページ、89ページ、御覧ください。

第5 条です。第5 条、予算第6 条に定めた企業債につきましては、農業集落排水事業債（更

新雨水分)及び農業集落排水事業債(新設雨水分)を限度額を変更するものでございます。

以上の補正に伴い、第2条、予算第2条第2号に定めた業務の予定量、第6条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について合わせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長(村松秀雄君) ただいま下水道についての説明がありました。これについて、何かありますでしょうか。ないですね。

一応、工事が変わったということで、これについてはまた質疑のほうであれば出していただきたいと思っております。

なければ、議案第33号にまいます。権利の放棄ということでございます。

○総務課長(佐々木義則君) それでは、議案第33号権利を放棄することについて御説明を申し上げます。

議案書につきましては102ページ、資料編につきましては24ページとなります。

町営住宅使用料について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから、債権を放棄するものでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、会議当日、防災管財課長のほうから御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願申し上げます。

○委員長(村松秀雄君) これも、あと次の34号も全協で説明された内容でございますね。

33号、ございますでしょうか。

よろしければ、34号にまいます。

○総務課長(佐々木義則君) では、議案第34号権利を放棄することについての議案でございます。

議案書103ページ、資料編が25ページでございます。

町営住宅使用料について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから、債権を放棄するものでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、会議当日、防災管財課長のほうから御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長(村松秀雄君) よろしいですか。どうぞ。

○委員(平吹俊雄君) 全協で説明あったんですけども、私ちょっと遅れたので、21年度、そ

れから22年度以降、恐らく月3,000円になると思うんだけど、21年だけこれ安かったんですか。（「単価がね」の声あり）単価。日割り。月でないんだ。

○委員長（村松秀雄君） たしか日割りでやったっていったのではなかった。（「日割り計算で」「あと亡くなっちゃって」「分納って言った」の声あり）

納付については、分納で取った。分納で払っているんだね。何回かでね。（「3,000円払ったんじゃないんだ。例えば2,000円とかそんな支払い」の声あり）

最初の半月で3,000円じゃなくて、2,000円とか何百円とか700円とか、ちょこちょこ納めたんでない。

いいんだよ、聞いて。議案だから。中身ね。当日。（「ちょっと休憩して」の声あり）  
休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時04分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

よろしいですか。そういうことも、いろいろ条件を調べておいてください。

では、35号字の区域を新たにすることとさせていただきます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして、議案第35号字の区域を新たに画することについての議案でございます。

議案書については104ページから、資料編については26ページからとなります。

県営土地改良事業、蛇沼向地区の施行に伴い、従前地の字の区域及び字名の変更を要するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新たに画する字名は二郷字新堀西、二郷字新蛇沼向、二郷字蛇沼、二郷字肘曲の4区域であり、これらの字に包含される区域はお届けいたしました議案書に記載されております33の区域でございます。なお、この事業の換地処分の日は令和3年3月でございます。

以上、議案第35号となります。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。圃場整備事業ですね。要するに地番が変わりましたよと。よろしいですか。

では、議案第36号にまいります。水道会計の未処分利益剰余金の処分でございます。（「決算だよね」「付託されたけれども、ただ剰余金のところは議案」の声あり）

じゃあ、ここからは決算のほうの中身に入りますね。

では、次の認定1号、2号、3号から6号まで、これ一括上程で議長のほうから出ると思いますので、これは決算の部分ということで、決算認定のほうでやっていただきたいと思います。

では次、諮問の第1号人権擁護委員の推薦でございます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書は119ページ、資料編につきましては35ページからとなります。

現人権擁護委員の佐々木勝基氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となります。同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権擁護委員法第9条の規定による3年でございます。なお、同氏の経歴につきましては、説明資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 今年で終わるといので、早めにやるということですね。

○総務課長（佐々木義則君） 任期は12月までありますが、町から推薦を出して結果的国のほうで。

○委員長（村松秀雄君） 12月では遅いってということね。分かりました。

これについて、何かありますか。（「なし」の声あり）なしです。

それでは、議案についての説明はこれにて、何かありますか。（「追加議案」の声あり）

昨日、追加議案が出されましたので、それについて御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして、議案第37号業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

議案書は26日お渡しいたしました追加議案書及び追加議案の資料ということになります。

令和2年度美里町自立・分散型エネルギー設備等導入事業につきましては、美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標に掲げている温室効果ガスの削減、地域温暖化の緩和策を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（地域の防災・減災）と低炭素化を実現する自立・分散型エネルギー設備等推進事業を活用し整備するもので、平常時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給が可能な設備等を中央コミュニティセンター、駅東地域交流センター、健康福祉センターの3施設に導入し、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組む事業でございます。

本事業に係る契約については、地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現するための効果的なシステムを導入する必要があることから、自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を理

解し、専門的な知識と実績を有し、工期内に確実に事業を実施できるよう、設計、施工一体型の公募型プロポーザル方式により入札となりました。

その結果、国際航業・東北電化工業 共同企業体が第1優先交渉者となり、その後、美里町契約業者指名委員会で随意契約と確認し、見積額1億6,139万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額1億7,752万9,000円で同事業者と令和2年8月25日に業務委託仮契約を締結いたしました。

業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、会議当日、建設課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 開発の関係で、環境の関係でございませうけれども、何かこれについてありますか。資料についても十分プロポーザルで実施して、ただこの随意契約というのはちょっと引かかるんだけれども、第1交渉者となった企業さんとこれがいいからと見積もり取って、こっちも見積もりをしてあれしたの。

○総務課長（佐々木義則君） まずは、いわゆる公募型プロポーザル方式については、どのような実績とか、それからどういった形で事業を持っていくか、それにはどのくらいの経費がかかるかといったところを業者側から提案をいただいて、それを基に審査をして優先交渉者の順位を決定します。最終的には、補助事業なものですから、補助金のいわゆる事業の決定というか、それを受けまして、正式には改めて見積もりをその第1交渉者から予定価格を定めて見積もりを徴取しまして、それに基づいての契約ということで、あくまで提案した時点のいただいたものがそのまま契約額にそのままなるということではなくて、改めて町の手続としては、予定価格を定めた中で再度第1交渉者から見積りを徴取して、それに基づいて仮契約を締結すると。

○委員長（村松秀雄君） 予定価格も当然あって、最初プロポーザルで来るんだらうから。

○総務課長（佐々木義則君） プロポーザルは随意契約の中に含まれる一つの方法ということなんですけれども。

○委員長（村松秀雄君） 一つしかないから表現としては随意契約、一般競争入札であってもプロポーザルのために、公募でやったんだけれども、最終的に契約は1者なので、随意契約という名前になるということですね。（「はい」の声あり）

吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これプロポーザルだね、発注かけたのはいつですか。企業に対して。

○総務課長（佐々木義則君） 公募要領の配布が4月13日から行いました。

13日から行いまして、それでその公募要領の公表を行ってから参加表明というのを4月の24日までの提出期限という形で、その後手続的には参加表明をした業者から提案書の提出期限を5月の15日といった形で進めたところでございます。

○委員（吉田眞悦君） 今、何を聞いたかというのは、この共同企業体が今年の4月24日がスタートなんですね。だから、その前に当然町とすれば公募に手をつけているはずだとは思っていましたがけれども、ただその締切りが24日ということは、この企業体からすればこの企業体をつくってすぐに応募したということなんだね。

○総務課長（佐々木義則君） 参加表明書を提出いただいた。

○委員（吉田眞悦君） 当然、新年度予算は3月に成立して。4月以降が要するに新年度だからね。だから、この件については、もう新年度になって早速動いたということなんだね。（「そうです」の声あり）珍しいこと。（「準備を進めていたということ」「そのように捉えて」の声あり）

あともう一つ、今度は町のほうの関係だけれども、この辺で大変スピーディな追加議案の出し方ですね。25日に仮契約をして26日次の日に追加議案として出されたんだよね。ただ、議案として出すのにもものによっていろいろだけれども、このようにもう即座に出せるというような議案もあるということでもいいんだね。今までだと何日かその準備にかかりますということまで言ってきたんだけど、このようにすぐにでも準備ができますよという証だと思うんですが、ちょっと厳しい言い方だけれども、だからちょっと今、特別委員会のほうで専決として議論しているものだから、議案としてすぐに出せるのであれば何も専決じゃなくて通年議会内で専決の範囲を広げることないだろうなというふうに思ったので、だから今あえて聞いたのね。だから、このようにスピーディに出せるという議案として。（「いろいろあるだろう」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前11時22分 休憩

---

午前11時25分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいまの追加議案37号について、何かほかにございますでしょうか。（「ありません」の声あり）ないですね。

なければ、これにて議案のほうについての説明は終了させていただきたいと思います。課長さん方、ありがとうございます。

福田委員。

○委員（福田淑子君） 行政報告なのかどうか、ちょっと分からないんですけども、8月25日に不動堂地区の水道管が250ミリメートルという大きな管が破裂したので、それで断水になったという状況あったんですけども、そういうことに関して、私は報告すべきだと思うんですけども。

○委員長（村松秀雄君） 水道管破裂による対応ね。したという事実とその対応、行政報告にプラスしたほうがいいんじゃないですかということ。つい最近だけども。

○委員（福田淑子君） かなり広い範囲だったので。

○総務課長（佐々木義則君） ちょっとその辺協議して。

○委員長（村松秀雄君） 相談していただいて。

では、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

若干休憩します。再開は35分です。

午前11時27分 休憩

---

午前11時33分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

では、議長からの諮問、2) 議員派遣についてを議題といたします。局長、説明をお願いします。

○事務局長（佐藤俊幸君） 今回、9月会議のほうで議員派遣の手続きを取りますのが、11月13日に予定されております大崎地方議員研修会、こちらのほうの処理を取らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 11月13日ね。古川でやるとは思いますけれども、場所はまだ決まっていないの、研修場所。

○事務局長（佐藤俊幸君） 研修場所等はまだ。

○委員長（村松秀雄君） 日付だけね。（「そうですね」の声あり）じゃあ、いいんだ別に場所がどうのこうの言わなくても。（「大崎市ですね」「研修会だけだから」の声あり）研修会がありますということで、当日に入ってもいいんだね。

よろしいですね、11月13日です。（「はい」の声あり）

では次に、一般質問の発言順序について行いたいと思います。

では、抽選の準備終わりましたでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、副委員長が抽選に入りますので、順に名前を点呼してやってください。

○事務局長（佐藤俊幸君） 最初は、鈴木宏通議員です。6番です。

次、佐野善弘議員が4番です。

次、平吹議員です。3番です。

次が福田議員です。7番。

次、前原議員です。前原さん、1番です。

次は手島議員です。手島議員は2番です。

次、山岸議員です。山岸議員は8番。

村松議員になります。村松議員は5番。

今度は、抽選後発言順に整理して申し上げます。

1番、前原▲宏議員。

2番、手島牧世議員。

3番、平吹俊雄議員。

4番、佐野善弘議員。

5番、村松秀雄議員。

6番、鈴木宏通議員。

7番、福田淑子議員。

8番、山岸三男議員。

以上でございます。あと、今整理しましてお配りしますので、ちょっと時間いただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） 日程、後からだけれども、大体一般質問入れているのが2日で終わる予定。（「2日」の声あり）

若干書類ができるまで休憩をいたしますが、日程のほうをお渡ししておりますので、御一読をお願いをしたいと思います。一般質問原稿の一番最後にありますので。

午前11時35分 休憩

---

午前11時43分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

一般質問の順序、発言順の用紙が配られました。該当の皆さん、よろしくお願いいたします。

次に、会議の期間及び議事日程についてでございます。

期間については予定どおり、9月1日からでございますが、配付の予定表、これによりまして18日、当初のほうから2日ぐらい短くなっているような感じがしますが、18日間としております。局長のほうからこの流れについての補足を説明いたします。

- 事務局長(佐藤俊幸君) 予定表を御覧になっていただいたとおりなんですが、去年と実質1日ほど詰めた形になっています。分科会とか特別委員会のほうの日程は、そのとおり去年と同じくらい日にちを取っているんですが、前半部分を1日日程を詰めています。

去年の場合なんですが、一般質問が10人でありました。それから、分科会設置まで去年でいうと5日目なんですが、5日目午前中で終わっています。ということで、かなり余裕を持った去年の日程だったもので、今回、一般質問の人数も8人であるというところからいって、前半4日で分科会設置まで入れるというふうに見ておまして、このような日程ということで組ませていただきました。

後半のほう、先ほど休憩中にお話もありましたが、最終日の前に分科会のまとめの関係で若干休会で日にちを取ってということで、最終日を18日ということで設定をしてみたところでございます。

あとは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長(村松秀雄君) ということで、実質1日詰まったということですが、この日程でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、会議日程につきましては、1日から18日までの18日間で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次に、その他でございます。その他については、お手元の最後の資料、陳情と申しますか、意見書の提出をお願いしたいということで、宮城県町村議会議長会の大橋会長様から……です。

今回、この全員の陳情書等の一覧で配付するものでないと思いましたので、議運のほうでこれを提出させていただければというふうに思いますので、内容確認のため5分程休憩取りますので、一読をお願いしたいと思います。

休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時55分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

このコロナウイルスに伴う地方財政の確保ということでは、議運で提出ということによろしいでしょうか。（「はい」「お願いします」の声あり）

まだありますね。議運で出しますということで、その他のほうで、傍聴、今回長いので、前回ちょっと前々回ですか、7月会議ではやりましたけれども、8月会議のとき、ちょっと御協議が漏れたので、9月会議長いものですから、多分いらっしゃるのだろうというふうに感じますので、傍聴の取扱い、これを説明いたしましょうか。やる、やらない。（「8月は10人でしたっけ」の声あり）そうだけど、定員の3分の1。（「美里は発生してないけれども、その後、状況的には決して楽観できる状況ではない」の声あり）楽観できる状況にはなってないです。仙台でもぼつぼつ出ていますので。（「6月会議と同じ扱いにしたほうがいいのではないか」の声あり）

休憩いたします。

午前11時56分 休憩

---

午後0時04分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をして、傍聴については従来どおり10人ということでやりましたので、境界なくソーシャルディスタンスを取って傍聴人を10名といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）なお、議場の中の安全対策について、当局に求めていくと。議会として求めていくということで、予算を取っていただきながら議場の中の対策をしていくということで、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。（「あと1点確認しておきたいことがあるんですが」の声あり）鈴木委員。

○委員（鈴木宏通君） 一般質問のときの発言者は、そのときマスクは外していいと前もありましたが、今回はどのようなことで。前回と同じような対応。

○委員長（村松秀雄君） なるべく着けるとのこと。（「以前同様」の声あり）このくらいで離れていますので、マスクを取って発言をしていいと。ただ、マスクをしていると、苦しいんだよね、しゃべるの。俺も今、外しているけれども。

では、そういうふうには発言者のみですね。あとは、発言しない議員につきましては、マスク装着ということでお願いいたします。（「休憩でお願いします」の声あり）

休憩いたします。

午後0時06分 休憩

---

午後0時16分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

打ち上げについては、3月予算のときもやりませんでした。まだコロナが本当に残念なことで終息していませんので、今回も中止のことでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、打ち上げもなしということで、あとは各常任委員会でどうにかなると人数でやってください。（「5人以内でね」「5人以内は大阪の話」の声あり）

あと、事務局はないですね。（「はい、ございません」の声あり）

では、ございませんので、これで一切を終わらせていただきたいと思います。

副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 12時過ぎました。皆さん、毎日暑い日が続いております。

来月からの9月議会、皆さん頑張ってくださいと思っています。こういう暑い日ですので、秋の味覚、サンマも食べて、1キログラム1万5,000円ということで、大トロくらいの値段ですけども、その反面、松茸がなんかロシアで豊作だって、そちらのほう取り寄せてね。

本日は大変御苦労さまでした。

○委員長（村松秀雄君） お疲れさまでした。

午後0時18分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和2年8月27日

委員長